

# 会 議 録

## 1 会 議 名

平成14年度第2回住居表示審議会

## 2 議 題

住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法についての諮問・答申

## 3 開催日時

平成14年8月6日(火) 午後2時00分～3時00分

## 4 開催場所

市役所庁舎 15C会議室 (15階)

## 5 出席した者の氏名

(委員) 岡本博志会長 作本亘副会長 森本由美委員 敷田信代委員 宮本清志委員  
山平蓉子委員 豊島鈴子委員 鶴田伶子委員 西重機委員 南島吉祥委員  
福山俊光委員 森哲朗委員

(事務局) 総務市民局市民部区政課長 松本博子  
門司区役所総務部総務課長 井上勲  
小倉南区総務部総務課長 山本達臣  
八幡西区総務部総務課長 安永剛  
総務市民局市民部区政課指導係長 瀬脇隆  
小倉南区総務部総務課選挙統計係長 中川裕二  
総務市民局市民部区政課事務吏員 溝口美保

## 6 会議経過

区 政 課 長 : 大変ながらくお待たせいたしました。ただ今から住居表示審議会を開会いたします。本日は部長が会議と重なりまして、私、区政課長が進行役を務めさせていただきます。議事に入ります前に、新しい委員さんがお見えになっておられますので、ご紹介させていただきます。大変恐縮ですが、お名前を読み上げさせていただきますので、御自席で結構でございます、ご起立いただいて一礼いただければ幸いに思います。人事異動に伴い、北九州中央郵便局副局長になられました森委員さんです。辞令書につきましては既にお手元の方にお配りいたしておりますので、ご了承ください。

それでは本日の会議の出席者は、委員12名中、12名でございます。したがって、北九州市住居表示審議会規則第7条第1項の会議の開催に必要な過半数の出席という条件は満たされており会議は成立しております。

それでは、前回の会議で皆様方にご説明させていただきました、付属機関の会議の公開について、議事に入る前に、補足してご説明させていただきます。

皆様方のお手元に次第、資料、諮問書の写しがございますでしょうか。その中の資料3「付属機関の会議の公開に関する要綱」をお開き

ください。要綱の第3条ただし書きに会議を公開しないことができる要件が定められています。条文中第2項にあります不開示情報につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料の次のページ、資料4をお開き下さい。情報公開条例とは、情報公開の推進に関する必要な事項を定めたものでございます。第7条で行政機関の開示義務を規定していますが、この中に不開示情報が定められております。第1項及び第2項で、公にすることにより、特定の個人を識別できたり、個人や法人等の権利利益を害するおそれのあるものは不開示ということによって定めています。第1号が個人、第2号が法人でございます。それから次のページをお開き下さい。第3号で個人又は法人等が公にしないと条件で任意に提供した情報で、当該条件が合理的と定められるものと規定しております。それから第4号で公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの。それから第5号ですが、市の機関等の審議等に関する情報で、公にすることで率直な意見交換等が損なわれるおそれがあるもの。第6号で、市の機関等の事務等に関する情報で、公にすることにより、事務等の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。第7号、法令の定め等により公にすることができないもの。この7つの項目、以上が不開示情報とされています。

付属機関の会議につきましても、不開示情報に該当する事項を審議する場合、付属機関の決定により公開しないことができるというように「付属機関の会議の公開に関する要綱」で定められておりますので、このことをこの場で説明させていただきました。以上をもちまして、前回の宿題となっておりますところの説明を終わりたいと思います。

それでは、会長さん、議事をお願いしたいのですけれど、今私が説明いたしましたところで、補足がございましたら会長さんのほうからご説明をお願いしたいと思います。

会 長 : 情報公開については私の専門になりますので、説明させていただきたいと思います。北九州市の情報公開条例が改正されまして、ここで今お話ししたように、市が持っている文書は原則として開示する、開示請求権を定め、例外的に非開示となることがあるということであり

ます。これはご承知だと思いますが、いわゆる知る権利、信託を受けて政府活動を行う場合に、政府の側に対してその情報の公開を請求する権利があるので、政府の側は信託を受けて活動していることにおいてその活動内容について報告する義務がある。あるいは、説明する義務がある。その説明責任、あるいは説明請求権を提示したのが情報公開条例であります。

この中の第36条で実施機関は地方自治法第138条の4第3項の規定に基き設置する審議会等の付属機関の会議の公開に努めるものとするという規定があります。実施機関の情報公開だけではなくて、付属機関としての各種審議会等についてもできるだけ公開しましょう、となっております。この会議の公開について、資料3にあります付属機関の会議の公開に関する要綱があります。会議自体を公開すると

いっても、公開できない場合もありまして、法令に定めがあるものはそれに従わなければならない、たとえば条例で不開示と書いてあるものは、会議自体を公開しないで審議するということになります。

前回の会議でどのようなものが非公開になっているのか、わかるようにしてほしいということで、第7条を用意していただいたのですが、今説明があったように、情報公開請求ができる、原則公開である、ただし公開できないものがある、どういうものが公開できないのか、ということが定めてあります。

第1項では個人識別情報、プライバシーを保護するために個人を識別できるものについては非公開にしましょう、と規定しています。2番目は、個人のプライバシーに準じる形で法人についても保護しましょうと規定しています。例えば特許権や著作権等法律で守られているもの以外にも企業のノウハウ、あるいは純然たる内部の文書で、出した場合に他企業との関係で当該企業が不利になるものは非公開にしましょう、となっています。3番目は、いわゆる任意提供条項、本来提供する義務がないものを行政に協力して任意に提出した、ただし、これは公開しないで下さいよと約束していた場合、それにもかかわらず公開するとすると、公開すると最初からわかっていたら提供しなかったということになりかねませんので、そういうものは出さないようにしましょう、というのが第3号です。第4号は公共の安全ないしは秩序の維持に支障を及ぼす、警備状況がどうなっているか、犯罪調査がどの程度進行しているかというようなことに関わるものを出してしまうのは、こういう業務に支障を生じるということであります。第5号は意思形成過程上、決まっていな段階で出してしまうと、いろいろな混乱を生じてしまうような場合です。第6号はその他、事務事業の種類がたくさんあるものですから、それを更に再区分しまして、こういう事務の場合はこういう支障があるので出せない、ということと並べています。最後は法令の規定等により出せないものがあるという規定です。

ここに該当する場合には会議を非公開にすることがありますよということが要綱の第3条第2項に定めてあります。

ご承知のとおり、この審議会では、こういったものを審議することはないと思いますが、規定上は、そういう内容でございます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日予定されております議題は、『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』でございます。

この件につきましては、市長から当審議会へ諮問を受けております。

諮問書につきましては、その写しをお手元に配布しておりますが、事務局より読み上げさせます。

指 導 係 長 : それでは、『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』諮問書を朗読いたします。  
(諮問書を朗読)

会 長 : ただ今読み上げました諮問書につきまして、審議に入ります前に事

務局から説明を受けたいと思います。

指導係長： 住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法についてご説明いたします。お手元にお配りしております諮問書の写しをご覧ください。

今回実施すべき区域として、諮問いたしますのは、門司区の吉志地区、小倉南区の長行地区、新道寺地区、貫地区及び八幡西区の浅川地区の3区5地区でございます。総面積1.77km<sup>2</sup>、対象世帯数は平成14年6月現在435世帯、平成15年の住居表示実施時の予定世帯数435世帯でございます。

また、住居表示の方法につきましては、道路等の明確な地形地物により区画された街区に付けられる符号、いわゆる街区符号と、街区区内にある建物等に付けられる住居表示のための番号、いわゆる住居番号を用いて表示いたします街区方式でございます。

それぞれの区域の詳細につきまして、各区総務課長よりご説明いたします。

初めに、門司区総務課長、よろしく申し上げます。

門司区役所総務課長： 門司区役所でございます。よろしく願いいたします。資料の5をお開きください。

今回実施する区域は門司区南部、新門司地区の大字吉志の一部で、赤線で囲まれた区域を予定しております。北には九州縦貫自動車道、南には主要地方道門司行橋線が走っております。東側は大字畑との字境になっております。西側は今年の6月に住居表示を実施しました区域と接しております。面積は0.21km<sup>2</sup>を予定しております。この区域につきましては、現在吉志土地区画整理事業として今整備が進んでおります。その内、来年の10月に宅地販売を予定している区域を今回住居表示実施したいと考えております。区画整理区域に隣接します東側には、既存の集落が約70世帯、未実施の地区がございます。今回地元の要望を踏まえまして、実施したいと考えております。

それから、西側でございますが、現在地元共有の神社が残っております。西側の方が今年の6月に実施しました。来年の6月に区画整理部分を実施しますと、その地区が未実施で残ります。その関係で今回併せて実施したいと思っております。以上でございます。

指導係長： つづきまして、小倉南区総務課長、よろしく申し上げます。

小倉南区役所総務課長： 小倉南区でございます。よろしく願いいたします。資料5の次のページをお開きください。大字長行の一部でございます。実施地区の位置は、小倉競馬場から西へ2.3km、小倉北区、八幡東区に囲まれた、小倉南区高野から山あいを八幡東区槻田に抜ける市道高野長行1号線沿いでございます。図面の黒く見える細長い地域でございます。実施区域の範囲は高野四丁目17番の西側に隣接した区域でございます。市街化の経過は、昭和60年に市道高野長行1号線にほぼ沿う形で高野四丁目1番から17番を住居表示実施しております。その後、宅地開発によって、17番街区の先の方に住宅が点在した、ということ

ころです。

実施区域として選定した理由ですが、高野四丁目に隣接し、一体的な街区を形成していますが、住居表示が実施されていないため、宅配物の誤配等の生活上の不便が生じており、また、市道高野長行1号線の拡幅工事により移転した住居が住居表示実施区域外になったため、同様の不便が生じたため、地元の要望がでています。

資料の次のページをお開きください。

大字新道寺の一部でございます。地区の位置は、いわゆる平尾台と呼ばれている地域でございます。面積は1.28km<sup>2</sup>、世帯数は60世帯でございます。

実施区域の範囲でございますが、東側を千仏鍾乳洞、目白鍾乳洞を含む筆境といたしまして、西側は現在仮称でございますが平尾台自然の郷として、観光開発が進められている地域の計画道路ということで線引きしております。市街化の経過でございますが、戦後軍用地が解除されまして、農地を中心とした集落が形成されましたが、その後観光開発等で、現在仮称でございますが、平尾台自然の郷整備計画が、進められている地域でございます。実施区域として選定した理由は、大字新道寺内で郵便物の誤配が起こっておりまして、また現在観光開発がすすめられておりまして、地元の強い要望も出ておりますので選定したところでございます。

資料の次のページでございます。大字貫の一部でございます。実施地区の地位は、九州自動車道小倉インターから南に約3.5km、貫山のふもとに位置しております。面積は0.11km<sup>2</sup>で、世帯数は完成後でございますが、161世帯を予定しております。

実施区域の範囲ですが、貫弥生が丘の西側に隣接した地域でございます。市街化の経過でございますが、西鉄により開発された新興住宅地です。今回の開発予定区画数が161でございます。竣功予定は平成14年12月。来年1月から販売開始予定ということです。実施区域として選定した理由ですが、平成6年6月に住居表示を実施した貫弥生が丘の第2期開発で、相当数の住宅建設が見込まれています。既存団地と一体的な住居表示が望ましいと考えまして、選定しました。以上でございます。

指 導 係 長 : つづきまして、八幡西区総務課長、よろしく申し上げます。

八幡西区役所総務課長 : 八幡西区の総務課長安永でございます。よろしく申し上げます。  
資料5の一番最後の図面でございます、浅川地区について、ご説明いたします。

今回実施予定地区は、八幡西区の北西部で、JR折尾駅から北西約2kmの所に位置しております。

北側は若松区、西側は水巻町に隣接する総面積0.1km<sup>2</sup>の範囲でございます。

平成14年6月現在、個人住宅約280世帯と、20事業所が存在しております。

実施地域の範囲をもう少し詳しく、ご説明いたしますと、市道121号線と、市道頓田・折尾線が中心を交差しております。東側は、浅

川一、二丁目との町境で、産業医科大学まで約1kmの距離です。西側は、宿ノ内川を境目に、浅川日の峯一丁目との町境となり、水巻町との市境まで1km弱となっております。北側は、浅川日の峯二丁目、浅川学園台一丁目と接しており約700mで、若松区との区境になっております。周辺地域は、市街化が進み、順次住居表示が実施されてまいりました。

予定地域は、住居表示実施地域に囲まれており、近年宅地開発が進み、高層マンションやスーパー、ガソリンスタンドなどの事業所も増えてきています。

地域の現状からしても、住居表示の実施の必要性が高まっており、今年度実施地域として選定いたしました。

さらに、先般ご質問がありました大字浅川がどうなるか、というお話がありましたが、図面に図示しております。まだ、大字浅川は残っている状況であります。以上でございます。

指 導 係 長 : 以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長 : ありがとうございます。  
ただ今の説明につきまして、何かご意見等はございませんか。

宮 本 委 員 : 場所を教えてくださいたいのですが、長行の一部、長行高野1号線は、山路の方に抜ける道ですか。ゴルフ場の横を通っているあの道ですか。

小倉南区役所総務課長 : そうです。

宮 本 委 員 : わかりました。それからもう一点、新道寺の一部、平尾台の世帯は全部該当するということですか。

小倉南区役所総務課長 : はい。そうです。

宮 本 委 員 : わかりました。

会 長 : その他になにか、ありませんか。

作 本 委 員 : 色の規定がよくわからないのですが、図の緑色のところは何ですか。

小倉南区役所総務課長 : 今「自然の郷」ということで造成工事を行っております区域でございます。住居表示実施区域線から、緑が少しはみ出た部分は駐車場といったところで、建物が建つ予定が無いので、少し、緑がはみ出たような状態です。

作 本 委 員 : 目白鍾乳洞の辺りは住宅があるのですか。

小倉南区役所総務課長 : 常時人が住んでいる訳ではありませんが、建物があります。千仏の

方は、人が住んでおります。

作 本 委 員 : この中央あたりも家があるのですか。

小倉南区役所総務課長 : 中央部分は家がないのですが、目白洞、千仏洞も含めて、ぜひ住居表示を実施したいとの地元のご意見がございます。

作 本 委 員 : 住宅が多いところはどの辺りですか。

小倉南区役所総務課長 : 紫色で塗っております県道の近辺、牡鹿洞と書かれてありますこの辺りが平尾台の中心でございます。

会 長 : 色分けの基準があるのですか？

指 導 係 長 : 特に基準はありません。

森 本 委 員 : 地図に建物、ランドマークがわかりやすい地図をいただけると助かります。新道寺の図は字が潰れていて、小学校がわかりません。もっとわかりやすい地図を用意していただくよう、要望します。

会 長 : 色分けした場合には、同じ種類のもを同じ色にさせていただいた方がわかりやすいかと思えます。

指 導 係 長 : わかりました。今後気をつけます。

会 長 : ご発言も出尽くしたようでございますので、諮問についてお諮りいたします。  
『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』の諮問につきましては、原案どおり答申することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

会 長 : ご異議もないようでございますので、ただ今諮問を受けました事項につきまして適当と認め、原案どおりこれを答申いたしたいと思えます。

以上で、本日予定しておりました議題については終了いたします。

何かこの他にご発言はございませんか。

事務局の方から何か発言はございませんか。

区 政 課 長 : 本日、ご審議のうえ答申をいただきました内容につきましては、9月市議会定例会に提案することになりますが、委員の皆様のご意見を十分尊重しながら事務を進めてまいりたいと思えます。

今後は今の色分け等、重々気をつけてみなさま方に資料等お出したいと思えます。

なお、9月市議会にて住居表示の実施区域及び方法についての議決を

経ました後、次回審議会において、新しい町界・町名案をお諮りすることになりますので、よろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

会 長 : それでは、本日の審議はこれもちまして終了いたします。  
ご協力ありがとうございました。

7 傍聴者  
0名

8 問い合わせ先  
総務市民局市民部区政課指導係（瀬脇、溝口）  
電話番号 093 - 582 - 2107